書の要旨の公表

次

目

告 示

○地籍調査事業計画の策定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

地域復興支援課)

(障害福祉課)

報

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○海岸保全区域の指定 (二件)

(水産業基盤整備課)

同

)漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

○海岸保全区域の変更指定

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○土地改良区役員の就任の届出

(北部地方振興事務所)

柴田町

槻木字新館前等十一単位区域

川崎町

大字川内字草倉山等三単位区域大字川内字熊野山等一部四単位区域

河

Ш 同

課

都市計画課

四 Ŧī.

大崎市

選挙管理委員会

○宮城県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 報告書の要旨の公表 ○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支

○宮城県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告

監 査 一委員

○行政監査の意見に対する措置の公表

○包括外部監査結果に関する報告の公表

公安委員会

(1)

行

の実施

発 城 県

宮

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) ○宮城県告示第四百四十七号

調査期間

Ŧī.

Ŧī.

○宮城県告示第四百四十八号

七

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、

同法第五十

条第一号の規定により告示する。

平成三十年四月十七日

<u>-</u> 九

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○警備業法第二十二条第二 二項第一 一号に規定する警備員指導教育責任者講習

告 示

査事業計画を次のとおり定めた。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 平成三十年四月十七日 第六条の三第二項の規定により、

調査を行う者の名称及び調査地域

ページ

気仙沼市 名 称 沢田等二単位区域 調 查 地 域

字現作等九単位区域 南町二丁目一単位区域 字入生一番等二十八単位区域の一部 が開発を開始して、 京、生一番等二十八単位区域の一部 部

白石市

古川斎下字寺前等十七単位区域古川清滝字山崎等二単位区域古川清滝字新町田等七単位区域

村 井 嘉

浩

宮城県知事

平成三十年度地籍調

 $\stackrel{-}{=}$ 

事業所番号 事業所の名称及び 指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 平成三十年四月十七日
○四一三一○○二一五 結の郷わくや 短期入所 とおり事業を廃止する旨届出 中六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出 中六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出 平成三十年四月十七日 宮城県11年四月十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩平成三十年四月十七日 - 一十八条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出市六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出官者が明色の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出口、
宮城県知事 村 井 嘉 浩小六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届中でがので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 で成三十年四月十七日
宮城県知事村で成三十年四月十七日で成三十年四月十七日で、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
宮城県知事 村 井 嘉平成三十年四月十七日
宮城県知事 村 井 嘉日
事 村 井 嘉
事業所番号 所在地 福祉サービスの種類 設置者名 廃止年月日
○四一一四○○二三七 摩害児デイケアセン 原本場市矢本字道地 補百三十九 – 一 短期入所 大本愛育会 月三十一日 大本愛育会 月三十一日
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定〇宮城県告示第四百五十号
する。
宮城県知事 村 井 嘉 浩平成三十年四月十七日
沿岸名 漁港名 地 区 推
仙台湾 東名漁 東名地 次に掲げるイ点からル点までを順次結んだ直線及びイ点とル点を ・ 本点 A点 東名地 次に掲げるイ点からル点までを順次結んだ直線及びイ点とル点を ・ 本点 A点から一五九度四一分一七秒四一・七三三メートルの地点 ・ 本点 から三九度四一分一一秒五六・二十トルの地点 ・ 本点 から三九度四一分一一秒五六・三二八メートルの地点 ・ 本点 ホ点から三九度四一分一十三二八メートルの地点 ・ 本点 ホ点から三九度四一分一十三十十トルの地点 ・ 本点 ホ点から三九度四一分一十十三十十トルの地点 ・ 本点 ホ点から三九度四一分一十三十十トルの地点 ・ 本点 ホ点から三九度四一分一十三十十トルの地点 ・ 本点 ・ はから三九度四一分一十三十十トルの地点 ・ 本点 ・ はから三九度四一分一十三十十トルの地点

# ○宮城県告示第四百五十一号

ルヌリ 点点点

ヌ点から二八三度一六分○九秒三五・六六五メートリ点から一九二度三六分四四秒五○・二九一メートチ点から二一八度五八分二六秒六○・五四二メート

rルの地点 地域点

する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定

平成三十年四月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

	沿仙 岸台 湾	沿岸名	海
	港東 海名 岸漁	漁港名	岸 の 名
	先東 海名 岸地	海地 岸 名区	称
マ点 ヤ点から八八度二○分四八秒二九・五九二メートルの地点 ク点 かられた度三一分一九秒四二・三七五メートルの地点 ク点 オ点から七六度三一分三三秒五○・八七三メートルの地点 ノ点 中点から四三度四二分一四秒一九・一九六メートルの地点 リ点から () は の ()	本点から二十一度 一分回 一	打	Ē

# ○宮城県告示第四百五十二号

のうち漁港管理者の長である東松島市長が管理を行う区域を次のとおり定める。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、 漁港区域に接する海岸保全区域

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百五十三号
F 位
(サ) (コ) (ケ) (ク) (キ) (カ) (オ) (エ) (ウ) (イ) (ア) 基 基 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点
(サ) (コ) (ケ) (ク) (キ) (か) (オ) (エ) (ウ) (イ) (ア) 基 基 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点
プロストラー (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型)

就

就任した者

に供する。 百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧

平成三十年四月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

栗原都市計画用途地域

都市計画の種類

縦覧場所

○宮城県告示第四百五十五号 宮城県庁(土木部都市計画課)

員の就任について、次のとおり届出があった。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役

平成三十年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 Ш 名

彦

平成三十年三月二十六日 任 年 月  $\mathbb{H}$ 阿 氏 部 清 名 人 番地大崎字伏見要害百二十二 住 所 役職名 理 事

## 選挙管理委員会

宮

## ○宮選管告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執

行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があった ので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を別冊一のとおり公表する。 平成三十年四月十七日 宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則

夫

# ○宮選管告示第四十三号

(5) 行の宮城県知事選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執

百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成三十年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則

夫

1 20 月2 日	1 選挙の種類 2 公職選挙法の 3 報告書の要旨 2 200,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 超点 458,118 84,801 220,360 390,312 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 15	1 選挙の種類	支出のうち公費負担相当額	※ できるのを受入 への名のの表別 できません での名の受入 できません できません できません できません アイス	1 選挙の種類 平成2 2 公職選挙法の規定による。 3 報告書の要旨 6 補 者 氏 名 多々良 1
1 選挙の種類 2 公職選挙法の 3 報告書の要旨 2 200,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 超点 458,118 84,801 220,360 390,312 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 15	1 選挙の種類 2 公職選挙法の 3 報告書の要旨 2 200,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 428,000 円 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 種土たる希時 44,939 1,625,300 超点 458,118 84,801 220,360 390,312 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,142 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 150,143 15	27,529,500 円 2 (2 公職選挙述の規定しよる選挙運動に同する大田の後のの問題 (法定選挙運動を開動) 27,529,5 (2 公職 中 9 月 近 日 から	り 選挙運動用通常業書の作成 ビラの作成 ビラの作成 ボスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 個人演説会の立札及び看板の類の 計	件 20,000 - 3,050,000 - 3,050,000	公職の候補者の選挙運動に関する収支報告による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙 (法 水 水 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
1 関係 後	2 選挙の種類	平成29年10月22日教行 宮坂県田の小阪町市の連中運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,829,5	394, 777, 1, 171,	平 平 平 3 3 3	37,829,500
	2×減の疾患者の選挙連動に関するな (	#10月22日執行 宮城県知事選挙 ※運動に関する支出の全額の制限額 (法定選挙運動費用額) (寄 附 額) (寄 附 額) (寄 附 額) (お 所 (お 所 る の の の の の の の の の の の の の の の の の の		77 - 77	

巻 当 への色のみや へのの色の以入 ステック での音の 世 理 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	1 選挙の5 2 公職選 家 補 者 書 1 日 納 責 任 者 1 上 た る 書 時 1 (
	選挙の種類 公職選挙法法 報告書の要 長 力 力 る 部 日 た名・団 本名・田 た名・田 た名・田 た名・田 た名・田 た名・田 た名・田 た名・田 た
· 格 文 容 人	選挙の種類 公職選挙法の規 報告書の要旨 著 舌 氏 名 新 責 任 者 氏 名 が 責 任 者 氏 名 の 現 (氏名・団体名)
	規則 名 名 人 人 人 人 人 一 本 即
	ル カ カ 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
T.	
辛	※ 年10 
	- 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	は ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
14,0	で表 で
14,950,000 14,950,000	では東東の では 東東の では 東東の では 東東の では 東東の では 東東の では 東京 できま できま できま かい
000111	選挙の種類 平成29年10月22日執行 宮城県知事選挙
	法 人家選集面交印立文食末維定 女 州 经备合信证品售票 推ィ 祖
4 世 郷	<ul> <li>(注)</li> <li>(注)</li></ul>
回 回 學 學 學	要要 要
+ + +	(用額) 37,829,5 37,829,5 37,829,5 1
	37, 8
	37, 829, 500 29 年 11 月 29 年 11 月
	2
1, 611, 677 5, 549, 372 7, 161, 049	\#\>
677 372 049	田 田 ボマ まで 1144,090 112,817
	田田安

## ○宮選管告示第四十四号

同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執

平成三十年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東

則

夫

報告書受理年	<b>支田のうち公費</b>	その色の物密 その色の収入 中 回 書 画 回 書					(氏名·団体名)	収 入 主たる寄附	出納責任者氏名	候補者氏名	<ol> <li>選挙の種類</li> <li>公職選挙法の規5</li> <li>報告書の要旨</li> </ol>	
月日 平成	項 選挙運動用通常 だラの作成 ボスターの作成 選挙運動用自動 個人流認会の立	弃					(議		三浦 久	村上 久仁 所	平成29年10月	公職の信
29 年 11 月	項 目 選挙運動用通常業書の作成 ビラの作成 ビラの作成 ボスターの作成 ボスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演認会の立札及び看板の類の作成 計	1, 802, 936 1, 802, 936 - 1, 802, 936					(寄 発 額) - 円			斤属 党派無所属	選挙の種類 平成29年10月22日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (名取:	公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
6 Н	国 類の作成 び看板の類の作成 類の作成			I	文食休雅具糧泊	通交印広信通刷告實費费费	次 年 費 継 華 華 華 華 華 本 音 全 会 場 費 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹	Ж		期	§会議員補欠選挙 ]限額(法定選挙運動	する収支報告書要旨
第 1 回報告分	<b>☆</b>		* ** **					臣	10 月 30	8 月 18日間	(名取選挙区) b費用額) 6,534,900	
分	132,300 - 132,300 - 132,300		1, 666, 254		161, 076 78, 847 - 166, 308	18, 170 3, 608 200, 340 330, 413	450,000 円 257,492 257,492 -		田 ま ら	日から 第 1 回	00 田	
<u> </u>										回分		
報告書受理年	支出のうち公費	ペの名の報照 ペの名の収入 今 回 型 歌 画 型 型					(	収主たる寄附	出納責任者氏名	候補者氏名	1 選挙の種類 2 公職選挙法の規 3 報告書の要旨	
告書受理	<u>選挙通</u> 支出のうち公費負担相当額 <u>選挙通</u> 個人適	その帝の始至 その帝の収入 今 回 聖 画 回 聖 総 智					(氏名·四译名) (豪 樂)	収入主たる寄附	出納責任者氏名 大久保 三代	候補者氏	選挙の種類 公職選挙法の 報告書の要旨	公職の
告書受理年月日		やの竜の鈴栗 やの竜の収入 回 撃撃 回 撃撃					(機 米) (地 密 签)	収入主たる常附	氏名 大久保	候補者氏名大久保	選挙の種類 公職選挙法の 報告書の要旨	公職の候補者の選挙運動に
告書受理年月日 平成 29 年 1		本の街の絵室 本の街の収入 回 野 回 野	· 一三、黎		文食休雞具糧費費	通 會 数	(養米) (地野後)	収入主たる特別	氏名 大久保	候補者氏名大人保三代 所属党派	選挙の種類 公職選挙法の 報告書の要旨	公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要!
告書受理年月日 平成 29 年 11 月 2	項 選挙運動用通常業書の作成 ビラの作成 ビラの作成 ボスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	本の街の絵室 本の街の収入 回 野 回 野		]	文文《外籍》,是增加	祖	(養米) (地野後)	収入主たる特別	氏名 大久保	候補者氏名大久保三代 所属党派無所属	選挙の種類 公職選挙法の規定 報告書の要旨	公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

(9)

ယ

措置の内容

# 〇宮城県監査委員告示第9号

監

査 委 員

県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表す 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城

平成30年4月17日

監査委員から知事へ報告した日

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員

政 H 4 癥 Ľ ٧

 $\mathbb{H}$ 楪

 $\blacksquare$ 重 加  $\boxplus$ 

担二

蒸

祟

平成30年2月22日

知事から通知のあった日 平成30年3月23日

2

平成29年度行政監査の意見に対する措置状況

# 「AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について\_

l AEDの設置状況について	(T) (T) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	AED設置について法的義務がない中で県の多くの機関にAEDが設置されており、庁舎等別の設置割合も高い状況にあるが、周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されていなの機関にAEDが設置されていない事例が一部見受けられた。県の機関にAEDを設置されていない事のが一部見受けられた。単たっては、当該機関の周辺状況等も十分勘案しつつ、職員を含めた県民の命を救うために効果的、効率的かつ計画的に設置することが期待されるが、現在の県の機関	AED設置に関する全月一方針として、管理等のA合めて検討する。 検討に際しては、厚生労通知や他部局等の現状を関とともに、経済性・効率性を勘案する。
坦	ĸ	監査委員の意見	措置状况
		7. 各年子// こりに用言して 4.	・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(1) A E	AED設置について法的義務が	AED設置に関する全庁的な統
の設置状	Dの設	ない中で県の多くの機関にAED	一方針として、管理等の在り方を
造ってい	胃給計	おお聞いてとなり 中の発出の部	今そと落計やと
Ч	及び設	置割合も高い状況にあるが、周辺	検討に際しては, 厚生労働省の
	置に関	地域に医療機関や他のAEDが設	通知や他部局等の現状を踏まえる
	する全	置されている公共機関等がない県	とともに、経済性・効率性・有効
	庁的な	の機関にAEDが設置されていな	性を勘案する。
	統一方	い事例が一部見受けられた。	
	合い律	県の機関にAEDを設置するに	
	73	当たっては、当該機関の周辺状況	
		等も十分勘案しつつ、職員を含め	
		た県民の命を救うために効果的,	
		効率的かつ計画的に設置すること	
		が期待されるが、現在の県の機関	

められたい。	方針を定めて、計画的な設置に努	先度, 設置計画等を明示した統一	行うため、全庁的な設置基準、	果的かつ効率的にAEDの設置を	るとともに、県の機関において効	Dを早急に設置することを検討す	ている公共機関がない機関にAE	医療機関や他のAEDが設置され	ム総合事務所など特に周辺地域に	内水面水産試験場や栗原地方ダ	が定められていない状況にある。	おり、全庁的に統一した設置方針	の設置の必要性を個別に判断して	は、各部局が施設所管者としてそ	におけるAEDの設置について
	な設置に努	示した統一	置基準,優	Dの設置を	において弦	とを検討す	機関にAE	が設置され	周辺地域に	栗原地方ダ	況にある。	た設置方針	に判断して	者としてそ	置にしころ

	75	強いし	元的管	置の一	Dの設	2) A E	
ことが重要であり、県の機関におけるAEDの設置を一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておき、その組織において県の機関における設置状況や使用実績等を定期的に把握するとともに、必要に応じて他の機関への移管の可能性についても検討されたい。	を図るための態勢を確保しておく	危急の際に県民及び職員の救命	等が把握されていない状況にある。	おり、全庁的なAEDの設置状況	は、各部局での判断に委ねられて	県の機関におけるAEDの設置	
			の指	は指	$\vec{\gamma}$	恶	

旨導を行う組織や,設置状況等 匹握について整理する。 1項の統一方針の検討を通じ 庁内における一元的な管理又

介づ。 とリースの調達方法の比較検討を 統一方針の検討を通じて, 購入

いつい 達方法 Dの調

リースの比較検討を行わずに購入 関が一部見受けられるが、購入と 持管理経費を重視して調達した機

している機関が多く見受けられた。 AEDを設置するに当たって

年数内における消耗品の交換費用 の方法の現状を踏まえつつ, 耐用 は、庁舎等の管理体制や予算確保

なお、自動販売機設置手続き事

ΑE

AEDを設置するにあたり、維

の交換時期の相違や各機関におけ について検討する。 ルメリットを生み出せる調達方法 る予算措置状況も踏まえ、スケー 一括調達については、既存機器

第2951大	<del>할</del>	<b>卢成</b>	30	年	4)	月1	7 ⊨	-	火	は曜	H			'呂'			灰		- 県	<u>;</u>		公			報														(	(1
																	N	,																						
														Y	況につい	の管理状																								
(2)																		-																						
)設置場所の															といろ	場内に	段直	i i																						
設置場所の表示については、多 くの機関で表示板等が設置されて	72	階, 10階, 18階等の複数階に設置	設置されていないので、例えば5	政庁舎には、現在1階に1台しか	の職員が勤務し、来庁者の多い行	選定に配慮されたい。特に、多く		もA 旦 J を活用する ことを認定し	これはは、「大田子」というでは、「大田子」というでは、「大田子」というできます。	٧,	たの経験を照まる 建物の上部階	が、東日本大震災で被災した本県	で大きな問題は認められなかった	状況であり、設置場所は概ね適正	EDが設置されている機関が多い	速に使用できる場所を選定してA	※河光生時に帰城者に対して也		れたい。	の導入拡大の町舎について検討さ	<ul><li>(、AEDを拾載した目動販完核</li><li>(※1は「CIT」、「大計」</li></ul>	一番日来との「多り」また。 しつつ	国地及するための大部の一つと	さらに、県の機関にAEDを―	検討されたい。	きるよう調達方法の改善について	部局を超えて全庁的に一括購入で	効であると考えられることから,	して多くの数量を調達する方が有	に調達するよりも、集約し、一括	ない数量をそれぞれの機関が別々	AEDを購入する場合には,少	る優良な事例も見られた。	集約して一括購入して調達してい	り,経済性を考慮し,各機関分を	一方、AEDを設置するにあた	つ効率的な調達に務められたい。	ス契約との比較を行い,経済的か	コストを勘案した上で購入とリー	
行政庁舎及び各合同庁舎については、平成30年度中の増設に合わ												合同庁舎には3台、外6合同庁舎	舎についても平成30年度中に仙台	置する予定である。なお、合同庁	ら18階まぐの偶数階に1台ずし設	1 階に加え半成30年度中に2 階か	一																		改正の検討を行う。	の施策等を踏まえ、必要に応じて	務取扱要領については、今後、県	ている。自動販売機設置手続き事	様に含める場合の貸付期間を定め	
																								ところ	点検に	(3) 日常													といって	,
要な只使マニュアルの整備に多められたい。 られたい。 点検記録簿の整備に関しては、	適正な点検を実施するために必要なよう		は、半数以上の機関で整備されて	点検アニュアルの整備について	に万全を期されたい。	毎日実施するよう日常点検の実施	が的確に活用できるよう、点検を	使用の必要が生した際にAED		音でせん。 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことには、 日のことにはは、 日のことにはは、 日のことにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはは、 日のとにはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	機関は3割稈度に留まっている状	いる機関でも,毎日実施している	見受けられ、日常点検を実施して	の、実施されていない機関も一部	くの機関で実施されているもの	また、日常点検については、多	8) 5 % L 7.2 C 3 o	5, 点候担当者の週切な配直に第	٧.	施する者として点板担当者を配直	設直したA b D の日常点候を実				いて配置されてい	点検担当者は、多くの機関にお		たい。	場所の明確な表示に万全を期され	ロアの明示等を徹底するなど設置	ベーター内パネルにAED配置フ	図へのAED配置図の表示やエレ	置を示す表示板の掲示、施設案内	に認識できるようにするため、位	が正確なAEDの設置場所をすぐ	緊急時に職員及び施設利用者等	られた。	示が全くない機関も一部に見受け	きるように整備されているが、表	
																				な統一力針において美地を促す。	記談簿の仕り力を傾討し、全庁的	安徽区、正安、147万区の正安	格頻度 占権マニュアル及び占	る方法を参考に、点検担当者、点	省の通知や製造販売業者が推奨す	日常点検については, 厚生労働													ていく。	1

11) 平原	以30年4月17日	火曜日		- 以			<b>学</b> 权		第2951号
		の習得いてい	(5) AE Dの操 作方法					(4) 消耗 品の管 埋につ	
また、職員が、危急の事態に躊躇なく迅速かつ的確にAEDを操作できるようにするためには、職	参加を奨励しており、主体的に職員へのAEDの操作訓練を実施している機関もある一方で、職員のAEDの操作方法に関する講習等について受講状況を把握していない機関も一部に見受けられた。	確に当該AEDを操作できるよう 職員の育成や職員配置等の体制整 備が重要である。 多くの設置機関において、AE Dの操作に関する講習や研修への	AEDを設置している県の機関において、危急の際にAEDを有効に使用するためには、職員が的	Vo III	等で日頃から把権し、父衆を週別に行うよう、消耗品の更新・交換等の適切な管理に万令を期された	表示ラベルの記載を基に、バッテリーや電極パッド等の交換時期	パッド等の交換時期等を記載した表示ラベルが AED本体や収納ケース等に取り付けられていない事例が見受けられた。	バッテリーや電極パッドの使用 期限については、全ての設置機関 で把握しており、期限を超過した ものも見られなかったが、一部の 機関において、バッテリーや電極	れていない状況であった。 点検を実施したことを記録して まくことは、AEDがいつでも活 用できるよう確認し管理する上で 必要であることから、点検記録簿 の整備促進に努められたい。
			習得機会の増加方策を検討する。					前項の検討に合わせ、消耗品の 交換時期の表示等を日常的に確認 するとともに、適切に更新・交換 等を行うよう促す。	
3 AED 設置の情 報提供の									
(1) 一般 財団法 人日本		導いている	におけ る管理 及び指	制度導入蓄證	(6) 指定				
設置機関の施設内で使用することを想定している機関が多く、登録が推奨されている一般財団法人	割以上見受けられた。 AEDの管理等について、指定 管理の協定書等で必要措置を定め でおくなどAEDの適切な維持管 理についても指導に努められたい。	し、指定管理者への指導も含めて 必要な措置を図られたい。 また、AEDの管理等につい て、県担当課の指導が行われてい ない指定管理者制度導入施設が8	施設の形態、施設の利用者数や 周辺施設の設置状況を踏まえ、必 要に応じてAEDの設置を検討	EDを設置していない施設が半数 程度見受けられた。	宮城県指定管理者側度導入施設 において 油港の係留描設などA	配置への配慮について検討されたい。	に、組織として各職員の参加履歴 を管理することを行うことなどに より、職員誰でも、いつでもAE Dを使用できる体制の構築と購目	できるようにするため、全ての県際員が、継続的かつ定期的(2~ 銀員が、継続的かつ定期的(2~ 3年間隔)にAEDの操作方法を含む救急救命法の講習や研修に参加できる機会を確保するととも	研修を反復かつ継続して受講することが必要不可欠であるが、職員のAED操作の講習・研修の参加状況にも分とは言えない状況である。 現の後國に設置し、管理しているAEDを合当の際にも対に活出
一般財団法人日本救急医療財団 ホームページへの登録に努めるよう庁内への周知を図る。	理や職員研修の実施などの必要な 措置を協定書で定めるなどの対応 を指導し、AEDをいつでも適切 に使用できる体制の構築を図る。	必要に応じてAED設置を検討 し、適切な措置を講ずるよう指導 する。 AED設置済の指定管理施設に ついては、AEDの適切な維持管	県の機関におけるAED設置の 考え方との整合性を図り、AED 未設置の指定管理施設について、	めの体制を整えておくことは重要にあると考える。	多くの県民が利用する指定管理 施設において 県民の命を守るた				

11111	八唯口		790 7	T 2	۸	+IX			(14)
								,	状況につ
				22	情報提 供につ	域住民 への積 極的な	(2) 県民 及び地	アンでは、変わり、これは、これに、これに、これを	救急医
努められたい。	とから、様々な機会を捉えて、県 民及び地域住民へAED設置等に ついて積極的に情報提供するよう	できるとともに、設置されたAEDが県の機関と地域住民や関係機関とのコミュニケーションツールの弁歯を担るドレス語符できると	よって、県の機関に設置したAE りが有効に活用され、地域住民の 数命につながることが大いに期待	県の機関が、地域住民との交流を図り、地域にAED設置や操作 方法等の情報を提供することに	情報が十分周知されていない事例 が見受けられた。	ある。また、地域と密接に関係の ある学校等県の機関において、地 域住民等にAED設置についての	県のホームページで情報提供し ている機関が極めて少ない状況で	ていない機関が約半数見られた。 AED設置の情報については、 県民の生命を守るために積極的な 公開が望まれることから、特段の 事情がなく、設置情報を登録して いない機関においては、同財団へ のホームページに的確な情報を登録するよう努められたい。	日本救急医療財団のホームページ にAED設置の情報登録が行われ
			いて周知を図る。	時間によって活用の在り方が異なるものと考えられ、一律の扱いは 離1 いが、必要に広じた活用につ	また, 地域住民に対する情報提供は, 設置機関の設置用途や供用	急医療財団ホームページの活用に よる設置場所検索方法の周知等に ついて検討する。	県民に対する県としての情報提供は、前項の一般財団法人日本救		
2						1		W O	

# 〇宮城県監査委員告示第10号

から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊2の 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人小池伸城

平成30年 4 月17日

とおり公表する。

宮城県監査委員 癰 藤  $\mathbb{H}$ 祟

> 安 委 員 会

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員

成  $\mathbb{M}$ 4 Ľ

 $\mathbb{H}$ 楪

₩ 建 #

H  $|\!\!\!\!\perp \!\!\!\!\!\!\!\!\perp$ മ

公

# ○宮城県公安委員会告示第51号

教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導

平成30年4月17日

宮城県公安委員会委員長

哲男

講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習 平成30年6月6日(水)から同月15日(金)までの土、日曜日を除く8日間

第2回講習

平成30年7月4日 (水) から同月13日 (金) までの土、日曜日を除く8日間

イ 追加取得講習

P

平成30年6月11日(月)から同月14日(木)までの4日間

平成30年7月9日(月)から同月12日(木)までの4日間

(イ) 第2回

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

ယ

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

(1) 新規取得講習

報

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

- 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」と
- いう。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けてい いう。) 第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」と
- という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」
- けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者 委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(1号 警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安
- 2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上 . 号警備業務に従事している者 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧
- 2 追加取得講習

る警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び いる者であって、前記(1)-ア~オのいずれかに該当する者 規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けて 機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に 受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定す

<sub>Ω</sub> 事前申込み

Ξ 受付専用電話

予約番号を付与する。 宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、

なお、1回の電話での受付は1人とする。

2

第1回講習

時から午後5時まで、 平成30年5月7日 (月) から同月11日 (金) までの5日間 (5月7日から10日までは午前9 最終日は午後3時まで)

第2回講習

時から午後5時まで、最終日は午後3時まで) 平成30年6月4日(月)から同月8日(金) までの5日間(6月4日から7日までは午前9

受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る

6

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

<u>-</u> 申請受付期間

第1回講習

平成30年5月14日(月)から同月18日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

第2回講習

平成30年6月11日(月)から同月15日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

2

申込書の提出先

出すること なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提

警備員指導教育責任者講習受講申込書

資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

受講対象者に該当することを疎明する書面

か

 $\widehat{\mathcal{F}}$ 

前記4-(1)-アに該当する 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警

備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し

Ð

前記4-(1)-ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1

号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

前記4-(1)-エに該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

Ĥ

¥ 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年